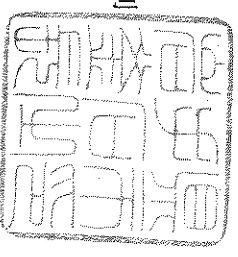


釜石市告示第78号

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年5月31日

釜石市長 野田 武 則



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班	地目	面積 (ha)	森林所 有者数	経営管理権 の存続期間	整理番号
1	釜石市栗林町 第23,24地割	317 325	山林	4.51	2	20年	集C-5、10
2	釜石市栗林町 第18,19地割	326 328	山林	3.48	1	20年	集C-29
3	釜石市栗林町 第8、18地割	329 330	山林	2.21	2	20年	集C-29、35

2 縦覧場所

釜石市産業振興部水産農林課

釜石市公式ホームページ（リンク <https://city.kamishima.iwate.jp>）

3 権利の設定

本告示により、釜石市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。